

広島県グリーン購入方針 改正箇所（平成 28 年 4 月）

環境物品等		主な改正内容	
1	紙類	○ 木材・木材を原料とする製品の合法性証明に係るただし書きに関する備考の修正	
2	納入印刷物	○ 木材・木材を原料とする製品の合法性証明に係るただし書きに関する備考の修正	
3	文具類	○ 木材・木材を原料とする製品の合法性証明に係るただし書きに関する備考の修正	
	ボールペン	○ 芯が交換できることを判断基準に追加（経過措置の設定）	
4	オフィス家具等	○ 木材・木材を原料とする製品の合法性証明に係るただし書きに関する備考の修正 ○ 植物由来プラスチックに係る判断基準の変更	
5	OA機器	トナーカートリッジ インクカートリッジ	○ 化学安全性に係る基準の変更（EUの化学品規則等への対応に係る備考の修正）
	記録用メディア		○ 木材・木材を原料とする製品の合法性証明に係るただし書きに関する備考の修正
	6	移動電話	
7	家電製品	電気冷蔵庫	○ 定格内容積 250ℓ超 400ℓ以下の製品について、エネルギー消費効率に係る経過措置の延長
	電気冷凍庫		
	電気冷凍冷蔵庫		
	テレビジョン受信機	○ 受信機型サイズが 39V 型以下の製品の省エネ基準について、1年間の経過措置の延長	
	電気便座	○ 瞬間式の温水洗浄便座のうち、タイマー方式等の公共向け製品について、エネルギー消費効率に係る経過措置の延長	
8	エアコンディショナー等	エアコンディショナー	○ 家庭用エアコンについて、冷媒のGWPが 750 以下であることを判断基準に追加
	ガスヒートポンプ式冷暖房機	○ 期間成績係数に係る判断基準の変更（JIS規格の改定に伴う見直し） ○ 対象範囲の見直し（JIS適合外機種を対象から削除）	
9	温水器等	ヒートポンプ式電気給湯器	○ エネルギー消費効率に係る経過措置の終了
10	照明		
11	自動車等		
12	消火器		
13	制服・作業服	制服・作業服	○ 故繊維及び植物由来合成繊維に係る判断基準の追加等
	帽子		○ 故繊維に係る判断基準の追加等
14	インテリア・寝装寝具	カーテン	○ 故繊維及び植物由来合成繊維に係る判断基準の追加等（バイオベース合成ポリマー含有率の適用については、1年間の経過措置の設定）
	布製ブラインド		
	タフテッドカーペット	○ 故繊維に係る判断基準の追加等	
	タイルカーペット		
	織じゅうたん		

環境物品等		主な改正内容
	ニードルパンチカーペット	○ 故繊維及び植物由来合成繊維に係る判断基準の追加等
	毛布	○ 故繊維に係る判断基準の追加等
	ふとん	
	ベッドフレーム	○ 木材・木材を原料とする製品の合法性証明に係るただし書きに関する備考の修正
	マットレス	○ 故繊維及び植物由来合成繊維に係る判断基準の追加等
15 作業手袋		
16 その他繊維製品	集会用テント	○ 故繊維に係る判断基準の追加等
	防球ネット	○ 故繊維及び植物由来合成繊維に係る判断基準の追加等
	旗	
	のぼり	
幕		
17 設備		
18 災害備蓄用品	毛布	○ 故繊維に係る判断基準の追加等
	テント	
19 公共工事	高日射反射率塗料	○ 日射反射率保持率に係る経過措置の終了
	環境配慮型道路照明	○ 品目名称を「LED道路照明」に変更 ○ LED道路照明に係る判断基準の記載の追加 ○ 高圧ナトリウムランプ、セラミックメタルハライドランプに係る判断基準の削除
	製材	○ 木材・木材を原料とする製品の合法性証明に係るただし書きに関する備考の修正
	集成材	
	合板	
	単板積層材	
	フローリング	
	パーティクルボード	
	繊維板	
	木質系セメント板	
	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	○ 期間成績係数に係る判断基準の変更（JIS規格の改定に伴う見直し） ○ 対象範囲の見直し（JIS適合外機種を対象から削除）
合板型枠	○ 板面表示に係る備考の見直し及び経過措置の延長	
20 登録リサイクル製品		
21 役務	飲料自動販売機設置	○ 冷媒及び断熱材のノンフロン化に係る判断基準に関する除外規定の変更（紙容器飲料自動販売機については除外規定の削除、カップ式飲料自動販売機については経過措置の設定） ○ 特定の化学物質の使用制限について、リユース部品における除外規定を設定